

鹿児島大学医歯学総合研究科修士課程
学位論文審査基準

(審査体制)

1. 審査委員会は、主査1名、副査2名で構成する。
2. 主査は医歯学総合研究科の准教授以上の教員とする。
3. 副査1名は医歯学総合研究科又は附属病院の准教授以上の教員とし、他の1名は大学院医歯学総合研究科教員資格基準を満たした者とする。(いずれも特任教員含む。)
4. 医歯学総合研究科は、大学院教育委員会修士課程部会委員の査読を経た学位論文のみを審査に付託する。

(評価項目)

1. 学位論文の学術的意義、新規性、論理性の有無
2. 学位申請者の修士の学位を授与するに足る学識、識見の有無

(評価基準)

1. 「鹿児島大学大学院医歯学総合研究科修士論文作成要項」に従って作成されたものであること。
2. 審査委員会からの修士論文等の審査及び最終試験の結果の報告を受け、修士論文等審査及び最終試験結果の要旨並びに修士課程修了認定資料等に基づき、研究科教授会が学位論文及び最終試験の可否を決定する。
3. 上記の決定は、研究科教授会構成員の3分の2以上が出席し、出席構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(関係規則)

1. 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科規則
2. 学位論文(医科学修士)関係諸手続